

広島高速道路公社は、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）に規定するETCカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程に規定するETCカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

平成二十六年三月二十日

広島高速道路公社理事長 高 井 巖

- 一 ETCシステムを新たに使用する料金所名
都市高速観音料金所
- 二 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成二十六年三月二十三日 午後三時
- 三 ETCシステム利用規程
省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等が公告したETCシステム利用規程による。